

## 休日等業務における保育サービス利用料の補助について（令和 8 年度）

---

### 1. 目的

ダイバーシティ・インクルージョン推進室（以下「推進室」という。）では、週休日、休日（以下「休日等」という。）に業務に従事する教職員の育児負担軽減および業務参加機会の確保を目的として、託児サービス利用料を補助します。

### 2. 対象者

対象者は、本学に雇用される教職員のうち、所属長の命により休日等に勤務（出張、承認された研修を含む）し、当該勤務日において家庭での育児対応が困難となる者としてします。

### 3. 対象業務

対象となる業務は以下のとおりです。

1. 大学行事（学部行事を含む）
2. 入試関連業務
3. 出張、研修
4. その他所属長が必要と認める業務

### 4. 補助対象

補助の対象は、休日等業務に伴い必要となる託児サービス利用料です。

補助対象となる子どもは、申請者が養育する未就学児及び小学校 6 年生までの児童とします。

利用施設等は、児童福祉法その他関係法令に基づき、都道府県知事、市町村長等への届出等がなされている保育施設、居宅訪問型保育事業者、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として市町村が実施し、又は市町村長への届出がなされている施設、及び市町村が実施する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の活動に限ります。

### 5. 補助額

補助額は、託児サービス利用料の実費相当額とし、以下の範囲で補助します。

| 区分                | 補助上限額     |
|-------------------|-----------|
| 子ども 1 人あたり・1 日あたり | 10, 000 円 |
| 子ども 1 人あたり・年度内    | 30, 000 円 |

※利用料が上限額を下回る場合は、利用料の全額を補助します。利用料の一部（任意の額）を補助する取扱いはいりません。

※利用料が上限額を超える場合は、超過分は自己負担となります。

※同日に複数回利用した場合は、利用料を合算し、1日あたりの上限額を適用します。

〈補助例〉

年度内に8,000円の補助を3回利用した場合（計24,000円）、4回目の利用は6,000円を上限として補助します。

ベビーシッター割引券との併用は可能です。ただし、ベビーシッター割引券による割引額を差し引いた後の自己負担額を、本制度の補助対象とします。

年度内の補助残額については、ご自身の申請状況をご確認いただくか、ダイバーシティ・インクルージョン推進室までお問い合わせください。

本制度による補助額は、税法上、給与所得として取り扱います。支給する補助額は所得税等の源泉徴収及び年末調整の対象となります。

## 6. 申請

申請者は業務終了後、原則として2週間以内に下記の書類を提出してください。

ただし、3月中の業務については、3月31日までに書類を提出して下さい。

推進室が必要と認めるときは、申請内容について所属長に確認することがあります。

①申請書

②業務に従事したことが確認できる書類

（行事の概要等参考資料、勤怠管理システム承認画面の写し等）

③支払いが確認できる書類（領収書等）

## 7. 支給方法

書類を確認後、補助額を決定し、本人名義の口座へ振り込むものとします。

ただし、年末調整処理等の都合上、12月中は支給処理を行いません。12月中に申請または支給決定されたものは、翌年1月以降に支給します。

また、本制度は予算の範囲内で実施するため、申請状況により、年度途中であっても補助を終了する場合があります。また、申請内容に事実と異なる事項があった場合、又は補助対象の要件を満たさないことが判明した場合は、補助の決定を取り消し、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。